

市広聴第 887 号  
平成 27 年 9 月 3 日

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）  
会長 比留間 哲生 様

横浜市長 林 文子



貴回答を受領し、さらに重ねて要請する（要請）について（回答）

さきに要請（平成 27 年 8 月 18 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 主張に対するコメントについて

道路予定地については、場所により、宅地造成等規制法に定める「宅地」に該当する場合と「宅地以外」（道路や公園など）に該当する場合がありますので、宅地か宅地以外か特定せずにお答えしています。

前回もお答えしているとおり、道路予定地が宅地でも宅地以外でも、道路を築造するための工事は宅地造成に該当しません。

また、平成 18 年改正により、地震時における宅地造成に伴う災害を防止するため、造成宅地防災区域内（横浜市内では現在指定区域はありません。）での地震時の検討などの基準等が追加されています。なお、現在の宅地造成等規制法第 16 条については、平成 18 年改正で第 15 条から項ずれしたもので、条文内容の変更はありません。

2 質問に対する回答について

1) の質問について

今回の道路を築造するための工事が宅地造成に該当しないことは、宅地造成等規制法第 2 条にて判断しています。

2) の質問について

事業認定申請の事前説明会では、上郷公田線の起業地区間において設定されている法令制限地である「埋蔵文化財包蔵地」、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「宅地造成工事規制区域」を広く周知することを目的とし、今後、関係機関と調整していく旨を説明しました。関係機関と調整した結果、上郷公田線の工事は、宅地造成に該当せず宅地造成等規制法の対象とはなりませんので、事業認定申請書に「宅地造成工事規制区域」の記載はしていません。

貴会に平成 27 年 8 月 7 日付（市広聴第 767 号）で回答しましたが、シミュレーションのご要請は、南線に係る要請でありますので、要請があった旨を事業者に伝えます。工事に伴う安全性の懸念については、今後もできるだけご理解いただけるよう事業者と調整していきますので、よろしくお願ひします。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

(担当)

建築局	宅地審査課	電話:045-671-2946	FAX:045-681-2435
道路局	事業調整課	電話:045-671-2759	FAX:045-651-2325
	建設課	電話:045-671-3556	FAX:045-663-8993